

# 「久御山っ子」就学前、元気で明るい給食 特区

都道府県名：

京都府

申請主体名：

久御山町

区域の範囲：

京都府久世郡久御山町の全域



特区の概要：

久御山町では、幼保一体的運営に取り組んでおり、平成15年4月に1校区（東角校区）で幼稚園と保育所の5歳児の一体的運営を行い現在に至っている。平成18年4月からはさらに佐山校区でも同様に5歳児の一体的運営を佐山幼稚園（佐山保育所分園）において実施することとしており、施設も平成17年度に整備したところである。そこで、同一校区の5歳児が、給食を共にすることを可能とするため、東角小学校から給食の搬入を行い、効率的な保育所の運営と就学前児童の食育の充実を図る。

適用される規制  
の特例措置：

・ 公立保育所における給食の外部搬入容認

